

## 訪問介護ステーション Baton 運営規程

### (事業の目的)

第1条 合同会社やベケアが開設する訪問介護ステーション Baton (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、利用者の介護を目的として、その者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の生活上の支援を行う。

2 指定訪問介護事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。

4 指定訪問介護事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション Baton
- 二 所在地 徳島県徳島市新浜町4丁目3番34号 プレジール四丁目101

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上  
サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行う。
- 三 訪問介護員 常勤換算2.5名以上  
訪問介護員は、適切な技術を持って指定訪問介護の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 サービス提供時間 24時間とする。
- 四 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(指定訪問介護の利用料その他必要な費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定める額のほか、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費として次に掲げる額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

通常の事業の実施地域を越えて 1km あたり 20 円

3 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、小松島市、鳴門市、及び板野郡

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### （衛生管理等）

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### （業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （身体拘束）

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### （その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、訪問介護員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける

ものとし、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修 採用時から1か月以内

二 継続研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、合同会社やベケアと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。